**平成２３年（フ）第１１９号**
茨城県古河市東４丁目５番６―604号　ＳＳＫグリーンパーク古河Ⅲ
債務者　藤沼　正二
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２３年（フ）第８５号**
石川県石川郡野々市町菅原町23番12号　県営11―11、従前の住所金沢市西泉４丁目114番地
債務者　宮廻　秀司
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第１０３号**
石川県河北郡津幡町字浅田ニ108番地１、従前の住所石川県羽咋郡宝達志水町今浜ム186番地５
債務者　角谷　捨次
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第９２４号**
名古屋市中村区黄金通７丁目９番地の３　四季の里二番館501号
債務者　竹内　幸一
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１２７号**
兵庫県姫路市下手野５丁目10番２―204号　市営船越住宅２号棟、従前の住所兵庫県姫路市広畑区東夢前台４丁目121番地１
債務者　竹田　　彰
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第１２８号**
兵庫県姫路市下手野５丁目10番２―204号　市営船越住宅２号棟、従前の住所兵庫県姫路市広畑区東夢前台４丁目121番地１
債務者　竹田　幸代
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第１４８号**
兵庫県姫路市土山東の町16番３―303号　グローバル姫路土山
債務者　川口　竜男
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第１７６号**
兵庫県姫路市北平野１丁目９番33号Ｋ＆ＹＩ104号室、住民票上の住所兵庫県芦屋市緑町２番２―103号
債務者　佐藤　茂樹
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第３３号**
鳥取県西伯郡日吉津村大字富吉88番地２
債務者　濵田　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２３年（フ）第１４７号**
広島市安佐南区安東７丁目17番26号
債務者　道本亜由美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３６７号**
広島市安佐南区八木４丁目５番20―101号　Ｂ
債務者　竹原　高志
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４０７号**
広島市安佐北区亀山８丁目６番14―３号
債務者　佐藤　史子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４７０号**
広島市佐伯区五日市６丁目４番17―１号
債務者　官野久美子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第５０８号**
広島市東区牛田新町２丁目５番３―103号
債務者　市川　正士
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４９号**
香川県丸亀市西平山町290番地２　マリオン城北502号
債務者　山内　宏一
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２３年（フ）第２６６号**
北九州市小倉南区東貫３丁目14番２―206号
債務者　岡野　リヱ
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第２９６号**
北九州市小倉南区沼本町３丁目３番33号
債務者　加地　　泉
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部